

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長 一山 彬

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
5P981DZ00110	5KZHIC40002 0001		9
品名 または 件名			
屋内訓練場廃液中和処理装置の汚泥汲み取り			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
予定数量	単位	銘 柄	使用期限等
20,000.00	KG		
納地または工事場所		引渡場所	
大宮駐屯地		化学学校【教育部】	
搬入場所		納期または工期	
江平事務官(260)		令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

会計隊事務室及び東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年3月26日(水)9時10分 入札室(第1庁舎3階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

入札参加資格

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において「役務の提供等」の等級がD以上に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 都道府県知事から産業廃棄物処理法施行規則第10条の2に規定された「収集運搬業の許可証」又は同規則第10条の4に規定された「処分業の許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本契約の履行内容を満たしている者であること。
- 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得たものであること。
- 環境配慮への取組状況、優良基準への適合状況に関し入札適合条件(裾切基準値の50%以上を満たすこと。)

8 契約条項を示す場所

- 陸上自衛隊大宮駐屯地 第338会計隊大宮派遣隊事務室

(2) 東部方面会計隊ホームページ

9 入札説明会等

(1) 入札説明会は実施しない。

(2) 入札参加希望者は、令和7年3月25日(火)1700までに参加意思表示(電話連絡可)を行うとともに第2項第3号に示す「資格審査結果通知書」の写し及び第7項第7～9号に示す書類を提出すること。(FAX可)

10 入札条件

(1) 入札金額

ア 入札書には消費税相当額を含まない金額を記載する。

イ 入札書には内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

(2) 郵便入札

郵便による入札は可とするが、令和7年3月25日(火)1700までを到着期限とし、入札書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(3) 再度入札

ア 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。但し、初度入札で郵送による入札参加者があった場合の再度入札時期は次のとおりとする。

イ 日時及び場所

令和7年3月28日(金)1430 陸上自衛隊大宮駐屯地 会計隊 入札室

11 落札決定方法

(1) 単価で、かつ予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

12 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札

(2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(3) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合

(4) 電報、電話、ファックス等による入札

(5) 郵便等による入札で、到着期限に未着なもの。

(6) その他入札に関する条件に違反した場合

13 保証金

(1) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 遅延賠償

遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

14 契約書の作成

(1) 落札者は、落札決定後遅滞なく、「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により契約書を作成し提出するものとする。

(2) 適用する契約条項

ア 「役務請負契約条項」

イ 「談合の不正行為に関する特約条項」

ウ 「暴力団排除に関する特約条項」

エ 「単価契約に関する特約条項」

(3) 本契約の契約年月日は令和7年4月1日付とする

15 その他

(1) 代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出すること。

(2) 入札者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。

(3) 連絡先

〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7 陸上自衛隊大宮駐屯地

契約連絡先：第338会計隊大宮派遣隊 担当：中尾

電話048-663-4241(内線383) FAX048-665-3121(直通)

仕様連絡先：化学学校教育部 担当：江平

電話048-663-4241(内線260)

仕 様 書		
屋内訓練場廃液中和処理装置の汚泥汲み取り	仕様書番号	第 9 号
	作成年月日	令和7年3月4日
	作成部隊名	化学学校教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、化学学校教育部において使用する屋内訓練場廃液中和処理装置（株式会社エンバイシス製、型番APC-4 一式、2010年度納入）の汚泥汲み取り作業について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3 汚泥内容

汚泥内容については、表1による。

表1－汚泥内容

品名	容量等	備考
汚泥	予定数量20,000kg	サラシ粉系及びDICS系で発生する各槽の堆積汚泥

2 汚泥汲み取りに関する要求

2.1 汚泥汲み取りの目的

屋内訓練場における円滑な教育訓練を実施するため、廃液中和処理装置の各槽を常に良好な状態に維持することを目的とする。

2.2 汚泥汲み取りの時期

汚泥の汲み取り作業及び搬出は、2025年4月1日から2026年3月31日の間で実施する。細部は、官側から調整するものとする。

2.3 汚泥汲み取りの要領

- a) 作業のするにあたり汲み取り器材、搬出車両、収納容器及びその他に必要な器材は、契約者側で用意するものとする。
- b) 屋内訓練場廃液中和処理装置におけるサラシ粉及びDICS系の各原水槽、汚泥槽、ろ過ポンプ槽及び放流ポンプ槽に発生固着した汚泥の汲み取り及び、駐屯地外への搬出を実施するものとする。
- c) 作業準備も含めすべての作業について、契約者側で実施するものとする。
- d) 汲み取られた汚泥は、契約者側の責任により適正に処理するものとする。
- e) 汚泥の汲み取り作業及び搬出については期間中、官側との調整により、1～3回程度実施する。細部日程については、本装置の使用状況により官側から調整するものとする。
- f) 作業完了検査は検査・監督官との調整によるものとする。
- g) 汲み取った汚泥の計量を速やかに実施し、官側に対しFAX等により通知するものとする。
- h) 作業へ着手前に、工程表等の書類を監督官に提出する。また、契約者は作業写真、作業記録（別紙）等の作業実施の証拠となる資料を遅滞無く監督官に提出するものとする。
- i) 汲み取った汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理し、産業廃棄物管理票のA、B2、D、E票を2026年3月31日までに官側へ提出する。
- j) その他、特に指示された事項

3 その他の指示

- a) 本仕様の作業に関し十分な知識、経験及び技術を有し、かつ作業を完全に遂行できるものとする。また、廃棄物処理に関する取扱の許可を受けた事業者であり、関係法令等に基づき適切に収集運搬、処分を行えるものとする。
- b) 使用する重機、運搬車両、器材、工具等は、契約者側で準備し、官側の重機・資材等は使用しないものとする。
- c) 契約者は本作業を行う際、十分に安全を確保し事故防止に万全を期するものとし、汲み取り作業中の安全管理、作業現場の規律等は、契約者が責任をもって実施するものとする。
- d) 汲み取り作業に起因する災害事故、既設物品の損傷、施設等の損傷は、契約者が全て責任を負うものとする。
- e) 汲み取り作業で使用する電気、用水等の使用は契約担当官等の許可を得て使用することができるものとする。
- f) 本作業を実施するにあたり、汚泥のサンプリングは可能とする。
- g) この仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、契約担当官の任命する検査官等と協議し、その指示を受けるものとする。

作業記録（役務完了調書）			
実施年月日		監督官	検査官
契約業者名			
実施場所			
実施者名			
所属部門			
作業内容			
作業細部	実施時刻	工数	必要事項または所見

備考 1. 本表は原則として役務員本人が作成するものとする。
 2. 必要事項を記入後、監督官及び検査官等の確認を受けるとともに、検査官に提出するものとする。
 3. 今後の参考となる事項、役務員の所見は、可能な限り詳細に記入するものとする。

市価調査依頼書

令和7年3月11日

業者各位

陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長

市価調査書の送付について（依頼）

記

- 1 公告件名：屋内訓練場廃液中和処理装置の汚泥汲み取り
- 2 入札日時：令和7年3月26日 9時10分
- 3 提出期限：令和7年3月18日 17時00分

上記期日までにFAXにて送付してください。

正文書は入札時に提出をお願いします。

- 4 依頼内容：送付した様式に金額を記入をお願いします。
入札は、入札書の様式を使用して下さい。
※1 収集運搬及び処分の許可証は市価調査時に
FAXで入札時に写しを提出して下さい。
※2 環境配慮への取組状況、優良基準への適合状
況の書類も同様をお願いします。
市価調査書の提出と一緒に令和7～9年度分の資格審査の写
を提出してください。
- 5 連絡先：〒331-8550
埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7
陸上自衛隊大宮駐屯地 第338会計隊大宮派遣隊 契約班
担当：中尾
TEL：048-663-4241（内線383）
FAX：048-665-3121（直通）

市 価 調 査 表

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長 一山 彬 殿

¥ 単価 (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
屋内訓練場廃液中和処理装置の汚泥汲み取り	仕様書のとおり	KG	20,000			
合 計						

市価調査提出期限: 令和7年3月18日(火) 17時00分

- 住 所
- 会社名
- 代表者
- 担当者
- 連絡先

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長 一山 彬

殿

¥ 単 価 (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額	備考
屋内訓練場廃液中和処理装置の汚泥汲み取り	仕様書のとおり	KG	20,000			
合計						

納 期 : 7.4.1 ~ 8.3.31

納 地 : 陸上自衛隊大宮駐屯地

上記の公告又は通知に対して、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年3月26日

住 所

会社名

代表者

担当者

連絡先

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊 一山 彬 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物処理に提出される申請書類に虚偽の報告の無いこと。
(2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公 表 方 法
環境／CSR報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 令和 年 月 日から令和 年 月 日(入札日)までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと(書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに分任契約担当官陸上自衛隊大宮駐屯地第338会計隊大宮派遣隊長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。)
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3.3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、産業廃棄物処理入札参加時において最新のものであること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊大宮駐屯地

第338会計隊大宮派遣隊長 一山 彬 殿

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条2及び第15条の2の7)
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥無害化認定の取り消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項)

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について(補足)

優良産廃処理業者認定制度の優良認定をうけていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること(インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等)。

公 表 事 項		適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	—
	処理施設に関する事項		
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	○
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量・中間処理後産業廃棄物の処分量		
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実		—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1:記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3.3 公表事項」を参照のこと。

注2:記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

分任契約担当官

陸上自衛隊大宮駐屯地

第338会計隊大宮派遣隊長 一山 彬 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計(円)	負債・純資産合計(円)	自己資本比率(%)
令和 年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
令和 年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
令和 年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、令和 年度、令和 年度、令和 年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「①自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類

分任契約担当官

陸上自衛隊大宮駐屯地

第338会計隊大宮派遣隊長 一山 彬 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額(円)	減価償却費(円)	経常利益+減価償却(円)
令和 年度 (3年前事業年度)			(ア)
令和 年度 (2年前事業年度)			(イ)
令和 年度 (前年度)			(ウ)

令和 年度～令和 年度3カ年の「経常利益」+「減価償却」の平均値

$$\frac{\boxed{(ア)} + \boxed{(イ)} + \boxed{(ウ)}}{3} =$$

3

上記より令和 年度、令和 年度、令和 年度の経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を越えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「②経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)